

用語集（五十音順）

石山寺（いしやまでら）：

石山寺1丁目にある東寺真言宗の大本山で、西国三十三カ所観音霊場、第13番の札所でもある。平安時代には貴族や皇族の間で石山詣が流行し、王朝文学の舞台となった文学の寺らしく、紫式部が「源氏物語」の構想を練ったといわれる「源氏の間」がある。広大な境内には寺名の由来となった天然記念物の^{けいかいせき}硅灰石が露出しており、紅葉の季節には建造物との調和が美しさを増し、近江八景「石山の秋月」として名高い風情を醸しだしている。

浮御堂（うきみどう）：

大津市堅田地区に建つ。寺名を^{かいもんざんまんげつじ}海門山満月寺という。臨済宗大徳寺派に属し、平安期に^{えしん}恵心僧都源信が琵琶湖の湖上安全と衆生済度のため、湖中に仏閣を建立したとされている。湖中に浮かぶお堂の景観の素晴らしさは数ある大津の景勝地のなかでも特筆すべきものがある。また、近江八景「堅田の落雁」では、雁の渡る冬空を背景とした湖中に浮かぶお堂の姿が描かれ、多くの人々に愛され続けてきた。

衛生プラント（えいせいぶらんと）：

し尿処理施設のこと。

遠景域（えんけいいき）：

見る人と見られるものとの距離を現すことば。遠景域とは、樹林を見る場合、1本ずつの樹木を識別することが困難であり、大きな植生の変化や地形のアウトラインを識別できる距離。ここでは、対象物から概ね2～5kmの距離としている。

近江大津京（おうみおおつきょう）・近江大津宮錦織遺跡（おうみおおつのみやにしこおりいせき）：

667年、^{てんちてんのう}天智天皇により明日香から遷都されたが、672年の壬申の乱で廃都と化した。以後長らく宮跡さえ不明で、所在地を巡り論議を呼んでいたが、昭和40年代にこの地に宮跡らしき遺構が発見された。近江大津宮錦織遺跡は、錦織二丁目に広がる国指定史跡。

近江国庁跡（おうみこくちょうあと）：

瀬田の三大寺から大江六丁目にかけての一带に広がる国指定史跡。

奈良時代、中央から国司が派遣されており、その政庁を国庁、その所在地を国府といった。

近江国庁は八世紀中頃に建設され、十世紀末まで存続したと推定される。

近江八景（おうみはっけい）：

江戸時代初期、中国の^{しやうしやうはっけい}瀟湘八景になぞらえ、安土桃山時代の^{くぎやう}公卿、^{このえのふただ}近衛信尹が選定したといわれる。「比良の^{ほせつ}暮雪」「堅田の^{らくがん}落雁」「唐崎の^{やう}夜雨」「三井の^{ぼんしやう}晩鐘」「矢橋の^{やばせ}帰帆」「粟津の^{せいらん}晴嵐」「瀬田の^{ゆうしやう}夕照」「石山の^{しやうげつ}秋月」の八景。うち七景までが大津に属しており、他の一景、矢橋も大津の地から見た風景である。

屋外広告物（おくがいこうこくぶつ）：

屋外に掲出・設置される広告物。その表示の場所・方法については屋外広告物法、大津市屋外広告物条例により規制されている。

小野神社（おのじんじゃ）：

小野氏のゆかりの地を象徴する神社。木々が茂る静かな雰囲気の中に社殿がある。祭神は、第五代孝昭天皇の第一子と、遣隋使の小野妹子の先祖にあたる米餅搗大使主命である。米餅搗大使主命は、仁徳天皇のころに日本で初めて餅つきをしたと伝えられており、菓子づくりの神様として菓子業者から広く信仰を集めている。境内には小野堂神社や、小野道風神社があり、いずれも国の重要文化財に指定されている。

園城寺（おんじょうじ）：

園城寺町にある天台寺門宗の総本山で、三井寺ともいう。観音堂は西国三十三カ所霊場、第14番の札所でもある。三井寺の名は天智、天武、持統の三帝の産湯に使われた「三井」と呼ばれる霊泉に由来する。日本三名鐘のひとつである銅鐘は近江八景「三井の晩鐘」として名高く、「日本の音百選」にも選ばれており、桜の名所としても有名である。

伽藍山（がらんやま）：

瀬田川の西岸、石山地区にそびえる山。その麓に石山寺が建立されている。

規制（きせい）：

法律や条例によって、一定の行為を制限すること。

規制誘導（きせいゆうどう）：

法律や条例に従って基準を定め、建築行為などに対する一定の制限を加えることにより、望ましい景観となるよう誘導する、あるいは望ましくない景観とならないよう誘導すること。

業務施設（ぎょうむしせつ）：

事務所・倉庫・工場・病院・銀行などを営むための建築物。

近隣センター（きんりんせんたー）：

住民のための日常的な生活サービスや商業サービスなどを提供する機能が集積する生活の拠点となる地区。

景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）：

景観法（2004年6月制定、12月施行）に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。

景観協定（けいかんきょうてい）：

景観法に基づき、景観計画区域*内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により、良好な景観を形成するために結ぶ協定。定める内容は住民間で決められ、建築物や工作物のデザインをはじめ、緑化や屋外広告物の表示、ショーウィンドウの照明時間など、良好な景観形成に関する様々な内容について定めることができる。協定は、所有権などが移転した場合にも継承される。

景観区（けいかんく）：

土地利用の現況や用途などによる景観特性の違いに基づき、景観地域及び景観軸をさらに区分する単位。緑地景観区、低層住宅地景観区、中高層住宅地景観区、一般市街地景観区、沿道市街地景観区、近隣商業地景観区、商業地景観区（容積率*600%未満）、商業地景観区（容積率600%以上）、準工業地景観区、工業地景観区、市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区、河畔林景観区、水辺景観特別地区、都市河川沿岸景観区、自然河川沿岸景観区の19の景観区に区分し、各区分ごとに届出対象となる行為の規模や制限の内容を定めている。

景観計画（けいかんけいかく）：

景観法（第8条）に規定された景観行政団体*が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことをいい、景観計画の区域、景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針などを定める計画。大津市においては平成18年2月に策定。

景観計画区域（けいかんけいかくいき）：

景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の対象区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。大津市では市全域を景観計画区域としている。

景観構成要素（けいかんこうせいようそ）：

大津市の景観特性を捉える概念であり、景観特性の違いを面的な空間の単位で捉える要素（＝景観地域）と景観地域を繋ぐ帯状の要素（＝景観軸）を設定し、これを景観構成要素と呼ぶ。

景観軸（けいかんじく）：

眺望の視線に方向性を与え、多くの人がある視線を共有する場が連なる軸線。大津市では湖岸線に沿った軸線（＝湖岸軸）、河川に沿った軸線（＝河川軸）を景観軸として位置づけ、それぞれの軸に一定の中を持たせて景観区を規定している。

景観重要建造物（けいかんじゅうようけんぞうぶつ）：

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物であって、景観行政団体の長が指定した建造物のこと（建造物と一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件も含む）。

景観重要樹木（けいかんじゅうようじゅもく）：

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であって、景観行政団体の長が指定した樹木のこと。

景観地域（けいかんちいき）：

地形条件、歴史的条件、社会的条件などによる景観特性の違いに基づき、大津市全域を区分する空間の単位。大津市全域を山地景観地域、古都緑地景観地域、丘陵地景観地域、田園集落景観地域、古都景観地域、都心景観地域、市街地景観地域の7つの地域に区分する大津市独自の用語。

建築協定（けんちくきょうてい）：

住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するために、市町村条例に建築協定の締結に関する旨が定められている場合に、土地所有者などがその全員の合意により、一定の区域を定め、建築物の建築・位置・構造・用途・形態・意匠などに関して、建築基準法に定められた制限よりも厳しい基準を設けて、居住環境の維持、保全を図ろうとする協定。大津市内においては、平成18年12月現在で30箇所の協定が締結されている。

原風景（げんふうけい）：

本来的には、原体験におけるイメージで、風景の形をとっているものの意。ここでは大津の風土（地形、歴史、文化など）に育まれ、長い時間をかけて形成されてきた大津のイメージを表す風景。

建ぺい率（けんぺいりつ）：

敷地面積に対する建築面積（建築物の水平投影面積）の割合。敷地内に建てられる建造物の最大限の面積をパーセントで表し、建築基準法により、地区別に定められている。

高木（こうぼく）：

低・中木よりも高い（概ね4m以上）の樹木をいう。

湖岸緑地（こがんりょくち）：

琵琶湖湖岸部や河口部に群生するヨシ原などの水際の自然緑地、湖岸部背後（陸域）に残る樹林地などの自然緑地。

坂本（さかもと）：

比叡山延暦寺及び日吉大社の門前町として栄えた地区。重要伝統的建造物群保存地区に指定され、穴太衆あのをしゅうづ積みの特異な石垣の庭園が有名。

里山林（さとやまりん）：

居住地域の近くに広がる生活と密接に結びついて存在している森林の総称。かつては薪炭しんたん用材や落葉の採取などを通じて、地域住民に継続的に利用されることにより維持管理されてきた。

山稜（さんりょう）：

峰筋のことであり、山の峰と峰とをつないで分水界をなす部分。

色彩（しきさい）：

色又は、色のとりあわせ。色どり。

色相（しきそう）：

明度、彩度とともに色の三属性を構成する。有彩色の色を、他の色と区別するよりどころとなる特質。赤み・黄み・青みなど。

色調（しきちょう）：

色合いのこと。色の配合、濃淡・強弱などの調子。

自然景観（しぜんけいかん）：

山や湖、川、草、木など、自然を眺める景観をいう。

視点場（してんば）：

景観に関する専門用語で、湖岸の公園、山頂の展望台などの景観を見る場所を指す。

修景（しゅうけい）：

良好な景観を形成するために、建築物、工作物、外構部などの外観を周辺の景観と調和させながら新築・増築・改築・改修すること。

重要な眺望景観（じゅうようなちょうぼうけいかん）：

眺望景観のうち、大津市の景観づくりの基礎となる重要な眺望景観を指す。

本計画では眺望景観に配慮すべき重要眺望点（眺望景観を見る地点のうち、少なくともここからの景観は守るべきと考えられる地点）と眺望景観保全地域（眺望景観に影響を与える恐れのある地域）を定め、眺望景観に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為などを規制誘導することにより、その保全・育成を図っている。

北部湖岸地域においては、他の眺望景観との特性の違いから、ある地点からのみでなく、湖岸全体を見渡せる様々な地点からの保全が必要なため、あえて、特定の重要眺望点は設けず、様々な眺望点からの保全を図ることとしている。

樹冠（じゅかん）：

樹木の枝や葉の茂っている部分。

樹姿（じゅし）：

樹木の姿。

樹種（じゅしゆ）：

樹木の種類。

樹勢（じゅせい）：

樹木の生育状態。

樹林地（じゅりんち）：

樹木が密に生えている場所。

崇福寺跡（すうふくじあと）：

大津京遷都の翌668年、天智天皇が、宮殿の西北山中に建立したとされる。幻の宮跡を探る手がかりとして注目され、1928年（昭和3）と1938年（昭和13）に発掘された。講堂、金堂、小金堂、塔、弥勒堂の遺構が見つかっている。国指定史跡。

スカイライン：

地平線。特に山や建物などが空に描く輪郭線。

耐候性（たいこうせい）：

建築材料などを屋外に放置したときの耐性。

多孔質（たこうしつ）：

スポンジのように、多くの孔が空いている状態。

地区計画（ちくけいかく）：

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民からの提案や住民参画のもと、住民と市とが連携し、都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていくもの。

地区別景観形成実施計画（ちくべつけいかんけいせいじっしけいかく）：

地域住民とともに地区ごとの景観特性、法制度の現状、主要資源、改善要素などについて調査し、景観形成目標、景観づくりの方向性、実施施策などについて策定する計画。策定後は景観計画に盛り込み、地区ごとの個性ある景観づくりの推進を目指す。

中景域（ちゅうけいいき）：

見る人と見られるものとの距離を現すことば。中景域とは、樹林を見る場合、個々の樹木を識別できる距離。ここでは、対象物から概ね0.5～2kmの距離としている。

中木（ちゅうぼく）：

低木、高木の間の高さ（1.5～4m程度）の樹木をいう。

眺望景観（ちょうぼうけいかん）：

展望台などの特定の視点場（不特定多数の人々が景観を見る場所）から山や湖などの主対象（眺められる対象物）を眺望したとき、視覚で捉えられる景観のこと。

眺望点（ちょうぼうてん）：

視点場のうち、展望台などの特定の視点場（不特定多数の人々が景観を見る場所）から山や湖などの主対象（眺められる対象物）を眺望したとき、視覚で捉えられる景観を見る地点を指す。

妻側（つまがわ）：

建物の側面や棟の方向に直交する面。切妻や入母屋（いりもや）造りの屋根の側面の三角形の壁面のこと。

低層・中層建築物（ていそう・ちゅうそうけんちくぶつ）：

概ね、低層建築物とは1～3階建程度、中層建築物とは4～10階程度の建築物のこと。

低木（ていぼく）：

中・高木よりも低い（概ね1.5m以下）樹木。

天皇神社（てんのうじんじゃ）：

和邇中にある神社。正中元年（1324）に建立された神社。素盞鳴尊が祭神。天皇神社本殿は、正面桁行三間、側面梁間二間の母屋の全面に一間の庇をつける切妻造で、屋根は檜皮葺きである。これは全国的に見ても貴重な構造で、県下では3棟しか残っていない。境内には室町時代のもと思われる石造宝塔や層塔が残っている。国の重要文化財に指定されている。

都市基盤（としきばん）：

都市基盤とは、一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤のことを言う。（学校、病院、公園などの公共施設を含む場合もある。）

都市計画区域外（としけいかくくいきがい）：

都市計画法第5条に規定する都市計画を定めるエリア以外のことで、大津市では葛川地域が該当する。

都市計画道路（としけいかくどうろ）：

健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。

土羽（どは）：

盛土ののり面、斜面のこと。

のり面整正（のりめんせいせい）：

のり面とは造成地や道路、山林、ダム、河川の築堤工事などで、人工的につくり出された斜面のこと。のり面整正とはのり面を整えること。

白砂青松（はくしゃせいしょう）：

白い砂と青々とした松により形成される日本の美しい海岸の風景のたとえ。大津市においては、志賀地域の湖岸線に沿って松林が茂る砂浜の風景を見ることができる。

バッファゾーン：

緩衝地帯

パノラマ景観（ぱのらまけいかん）：

周囲の全景を一体的に見晴らせる景観。ここでは、琵琶湖の水面が前面に広がる景観や、田園地帯の前面に山並みが連なる景観などを指す。

比叡山（ひえいざん）：

大津市と京都市北東部とにまたがる山。延暦寺の聖域として保護され、国の鳥類繁殖地に指定されている。また、日本全土に生育する植物の四分の一にあたる約千種の植物が生育する。1994年には比叡山延暦寺の数々の文化財や比叡山の自然環境がユネスコ世界文化遺産に登録された。

比叡山延暦寺（ひえいざんえんりやくじ）：

1200年前に伝教大師最澄が比叡山に草庵を結んだことに始まる天台宗の総本山で、日本仏教の母山といわれている。戦国時代に織田信長の全山焼討ちに遭ったが、豊臣秀吉や徳川家康の手によって復興され、平成6年にはユネスコの世界文化遺産に登録された。京都・滋賀にまたがり、杉木立がうっそうと茂る広大な寺域には100余りの建造物があり、日本仏教の母山と呼ぶにふさわしい威厳に満ちた雰囲気をも漂わせている。広大な寺域は三つに分かれており、東塔には延暦寺の総本堂である根本中堂をはじめ、大日如来を祀る大講堂、比叡山の総門を思わせる文殊楼などが、西塔は伝教大師最澄の作の釈迦如来を本尊とする釈迦堂を中心に、にない堂、唯一織田信長の焼き討ちをのがれた瑠璃堂などが、横川には横川中堂を中心に、元三大師堂などがそれぞれ集まる。

ビスタ景観（びすたけいかん）：

ビスタとは、展望、眺め、見通しなどを意味する言葉であり、ビスタ景観とは、道路や河川に沿って見通す、あるいは眺める景観のこと。

日吉大社（ひよしたいしゃ）：

坂本地区にある全国3,800余りの山王さんの総本宮で、古事記にも登場する古社である。広大な境内には国宝の東本宮、西本宮の本殿をはじめ、21社が祀られており、重要文化財に指定されているものが多くある。境内を流れる大宮川には、豊臣秀吉が寄進したといわれる日本最古の石橋で、重要文化財にも指定されている日吉三橋が架かっている。湖国随一の紅葉の名所としても名高い。

琵琶湖疏水（びわこそすい）：

明治時代に舟運・発電・上水道・灌漑の目的で開削された琵琶湖から京都市に通じる運河。近代の産業遺産であるとともに、運河沿いの桜並木、琵琶湖あるいは三井寺を見晴らす眺望景観などが大津を代表する景観のひとつとなっている。

びわこ文化公園都市（びわこぶんかこうえんとし）：

びわこ文化公園都市とは、滋賀県が、琵琶湖や比良山、湖南アルプスを望む湖南丘陵地一帯を県立都市公園として整備を進めているもの。このうち、県立近代美術館、県立図書館、県立埋蔵文化財センターなどを含むゾーンは、芸術、教養の集積地として位置づけられている。

武奈ヶ岳（ぶながたけ）：

比良山系の最高峰（標高1214m）。春から夏にかけてはブナやミズナラ、カエデ類の新緑、秋には紅葉やススキが山を彩る。

保全（ほぜん）：

その状態を保護することに加え、より価値を高めることの意味を含む。

保存（ほぞん）：

そのままの状態を保って失われないこと。現状を維持すること。

まちの借景（しゃっけい）：

借景とは造園技法のひとつであり、庭園外の山や樹木などの風景を、庭を形成する背景として取り入れたもの。ここではまちの景観に山並みを背景として活かすことを意味する。

水辺景観（みずべけいかん）：

琵琶湖岸、河川沿岸からの水面を構成要素とする景観。特に、琵琶湖岸においては、滋賀県条例の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、その優れた水辺景観を形成する地域対象として、琵琶湖景観形成地域が指定されている。大津市域の琵琶湖景観形成地域は、その景観特性により以下の6種の景観類型に区分されている。

- ・市街地湖岸景観：背後に市街地が広がる、都市公園などの整備により親水性のある緑豊かな湖岸、コンクリート護岸、水際線に建築物などが連担する地域などに特徴づけられる景観
- ・集落湖岸景観：琵琶湖辺で営まれてきた生活文化を反映する落ち着いた集落景観
- ・砂浜樹林景観：白砂青松が独特の自然美を感じさせている琵琶湖の湖辺における代表的な自然景観のひとつ
- ・山岳湖岸景観：琵琶湖に迫った緑濃い山林が湖水と一体となって形づくっている雄大な山岳的景観
- ・ヨシ原樹林景観：湖辺のヨシ原とカワヤナギ類の樹林及びその背後に広がるのどかな田園とが一体となった景観
- ・河畔林景観：琵琶湖に流れ込む河川の河口部から上流にかけて生育する樹林の景観が琵琶湖と一体となって作り出す景観

なお、大津市景観計画においては、市街地湖岸景観は市街地水辺景観区、集落湖岸景観は集落水辺景観区、砂浜樹林景観は砂浜樹林景観区、山岳湖岸景観は山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観はヨシ原樹林景観区、河畔林景観は河畔林景観区として、その取り組みを引継いでいる。

八雲ヶ原湿原（やくもがはらしつげん）：

関西では希少な高地湿原で、奥ノ深谷の水源地のひとつ。池ではヒツジグサやジュンサイ、食虫植物のモウセンゴケやミミカキグサのほか、四季折々の花が見られる。

誘導（ゆうどう）：

一定の目的に向かい誘い導くこと。ここでは特に法律や条例によらず、指導、助言、あるいは助成措置などにより望ましい行為を促すことも含む。

容積率（ようせきりつ）：

敷地面積に対する建築延べ床面積（床面積の合計）の割合。

用途地域（ようとちいき）：

都市計画法に定める地域（12種）で、都市の環境保全や利便の増進のために、建てられる建物の用途や形態（建ぺい率※、容積率）など一定の制限を行う地域。

市街地には住宅や商業施設、工業など様々な用途の建築物が存在する。これらの建物が無秩序に立地すれば騒音や日照妨害など生活環境の悪化をひきおこしたり、生産や交通などの都市機能が混乱したりする心配がある。

そのため、地域の実情や将来の土地利用を考えて、建てられる建物の用途や形態（建ぺい率、容積率など）、密度など守るべき最低限のルールを決める制度。現在、12種類ある。

第1種低層 住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域。 小規模なお店や事業所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられる。
第2種低層 住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域。 小中学校などのほか、150m ² までの一定のお店などが建てられる。
第1種中高層 住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域。 病院、大学などのほか、500m ² までの一定のお店や事務所などが建てられる。
第2種中高層 住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。 病院、大学などのほか、1,500m ² までの一定のお店や事務所などが建てられる。
第1種住居地域	住居の環境を守るための地域。 3,000m ² までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。
第2種住居地域	主に住居の環境を守るための地域。 店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられる。
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。
近隣商業地域	近隣の住居が日用品の買い物をする店舗などの業務の利便性を図る地域。 住宅や店舗のほかに小規模な工場も建てられる。
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業などの業務の利便の増進を図る地域。 住宅や小規模の工場も建てられる。
準工業地域	主に軽工業の工場などの環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域。 どんな工場でも建てられ、住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。 どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

緑地協定（りよくちきょうてい）：

都市緑地法に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する相当の区間にわたる土地の所有者などがその全員の合意により、都市の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。大津市内においては、平成18年12月現在で26箇所の協定が締結されている。

林縁部（りんえんぶ）：

林（樹林地）のふち。

歴史的風土保存区域（れきしてきふうどほぞんくいき）：

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に定める地域で、古都の歴史的風土を保存するために指定される区域。

大津市においては、比叡山・坂本地区、近江大津京跡地区、園城寺地区、音羽山地区、石山寺地区の5地区が定められている。

ロードサイド型（ろーどさいどがた）：

ロードサイドとは沿道のこと。ここでは、幹線道路の沿道に立地するファーストフード店、パチンコ店、量販店などを総称してロードサイド型商業施設と言う。